

「道の駅 尾花沢」

指定管理者募集要項

尾花沢市

令和8年10月

「道の駅尾花沢」指定管理者募集要項

1 趣旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項、尾花沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により、施設の管理に関する業務及び設置目的を達成するため、安定した施設の運営や効率的な事業を行う指定管理者を募集する。

2 管理・運営の内容

道路に関する情報の提供に加え、全国屈指のブランドを誇る「尾花沢すいか」の直売をはじめとした地場産品の展示・販売や、本市の魅力ある観光情報の提供を通じて、道の駅にふさわしい質の高いサービスを提供する。

また、市内の観光地や地域資源への周遊を促す「観光周遊の玄関口」としての役割を積極的に果たし、滞在時間の延長と消費拡大を誘導することで、市の観光及び産業の振興を図り、地域全体の活性化に寄与することを目的とする「道の駅尾花沢」の管理・運営を行う。

（1）施設の概要

① 名称	道の駅尾花沢
② 所在地	尾花沢市大字芦沢 1195 番地 1
③ 設置年月	平成 19 年 7 月
④ 敷地面積	15,410 m ²
⑤ 建築面積	556.7 m ²
⑥ 施設面積	物販・物産コーナー 164.2 m ²
	産直施設 123.0 m ²
	情報提供施設 39.9 m ²
	事務所 25.0 m ²
	便所 110.2 m ²

（2）指定管理者が行う事業及び業務の内容

① 事業内容

ア 観光情報及び地域情報の発信

イ 地域の特産品（尾花沢すいか、県内産さくらんぼ等）の展示・販売

ウ 地域の振興及び交流を目的とするイベントの開催

- エ 軽食コーナーの運営
- オ 情報提供施設及び便所の管理
- カ 駐車場及び緑地帯等施設全体の管理
- キ その他道の駅の目的を達成するために必要な事業の実施

② 業務内容

- ア 道の駅の維持管理に関する業務
- イ 道の駅の利用の許可に関する業務
- ウ 道の駅の利用料金の徴収に関する業務
- エ 市が管理する道の駅の維持管理に関する業務

(3) 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）

(4) 経費に関する事項

① 指定管理料について

- ・指定管理者は、管理業務に必要な経費を尾花沢市（以下「市」という。）が支払う指定管理料及び使用料、自主事業による収入により用意するものとする。
- ・指定期間全体の上限額については、23,500,000 円（年間：4,700,000 円×5 年）とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）。応募の際は、この上限以内で指定管理料を提示すること。上限を超えた申請は受理しない。なお、各年度においても年上限額以内となるようにすること。
- ・指定管理料は、社会経済情勢の著しい変動や天災があった場合等、特別の理由があると認められる場合を除き、原則として精算行為は行わない。

② 施設の利用料金について

道の駅の一部を利用させることができるが、利用料金は指定管理者が市長の承認を得て定め、徴収した利用料金は指定管理者の収入とする。

(5) 開館時間及び休館日

- ① 開館時間 午前9時～午後6時 ※冬期（12月～3月）は午後5時閉館
※情報提供施設及び便所は、原則として24時間開館。
- ② 休館日 1月1日
- ③ その他 指定管理者は市長の承認を得て開館時間の変更及び休館日の変更を設定することができる。

(6) 事業報告及び業務報告

① 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に下記に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出するものとする。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合は、取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出するものとする。

ア 管理業務の実施状況及び利用状況

イ 利用料金の収入実績

ウ 管理経費の収支状況

エ アンケート若しくは意見箱等で寄せられた利用者の意見等

オ その他管理の実態を把握するため必要な事項

② 業務報告の聴取等

市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地を調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

(7) 事業及び業務にあたっての注意事項

① 公平性の確保

公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人、団体等に有利あるいは不利な運営を行わないこと。

② 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、管理・運営を一括して第三者に委託することはできない。

③ 関係法令等の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守し、事業及び業務を遂行すること。

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

イ 尾花沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 24 号）

ウ 尾花沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の施行に関する規則（平成 16 年規則第 9 号）

エ 道の駅尾花沢の設置及び管理に関する条例（平成 19 年条例第 1 号）

オ 道の駅尾花沢の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 19 年規則第 5 号）

カ その他の関係法令

④ 指定管理者と市のリスク分担

種 類	内 容	役割分担	
		市	指定 管理者
物価変動	物品費等物価変動に伴う経費の増		●
	管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動による経費の増	協議事項	

金利変動	金利の変動による経費の増		●
利用者数変動	施設利用者数の変動		●
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		●
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		●
	上記以外	●	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	●	
	指定管理者へ影響を及ぼす法令変更		●
税制度の変更	消費税の変更	●	
	一般的な税制変更(消費税を除く)		●
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的な理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後、維持管理経費における当該事情による増加経費負担	●	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、感染症その他の市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議事項	
災害対応	大規模災害発生等による避難所の開設・運営に伴う経費の増	●	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	●	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		●
資金調達	経費の支払い遅延(市から指定管理者)によって生じた事由	●	
	経費の支払い遅延(指定管理者から業者)によって生じた事由		●
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		●
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(極めて小規模なもの)		●
	〃(上記以外)	●	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		●
	上記以外の理由により損害を与えた場合	●	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		●
施設・設備のリスク負担	別紙1「道の駅尾花沢の修繕に係る市と指定管理者の責任分担」参照		

3 募集

応募者の自由な発想により、道の駅での事業運営を提案すること。応募者は、申請書のほか、事業計画書等必要書類を添えて、期限内に提出すること。提出方法は、持参・郵送または電子メールで提出すること。 ※電子メールの場合は必ず電話で到達確認すること。

(1) 募集期間

令和8年10月19日(月)～令和8年10月26日(月)まで

(2) 応募資格

法人その他の団体であること。ただし、法人格の有無は問わない。

また、複数の団体により構成されるグループで応募する場合は、グループを代表する団体を定めることとし、グループでの協定の締結にあたっては、構成員全てを協定当事者とする。

(3) 応募の制限

応募しようとする法人その他の団体は、次に掲げる項目に該当する者を除く。

- ① 法律行為を行なう能力を有しない者
- ② 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
- ③ 法第 244 条の 2 第 11 項の規定による取り消しを受けたことがある者
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に指定する暴力団

(4) 必要な資格

次の資格を有していること。また、グループで応募する場合は、いずれかの団体が取得又は雇用（取得若しくは雇用見込みを含む）していること。

- ① 飲食店経営に必要な資格
- ② 甲種防火対象物の防火管理者の資格

(5) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を市に提出すること。また、場合により追加資料の提出を求められることがある。

- ① 尾花沢市公の施設に係る指定管理者指定申請書（別記様式第 1 号）
- ② 管理を行う公の施設の事業計画書（別記様式第 2 号）
- ③ 管理に係る収支計画書（別記様式第 3 号）
- ④ 当該団体の経営状況を説明する書類
- ⑤ 当該団体の定款及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等）
- ⑥ 申込み資格に関する申立書（別記様式第 4 号）
- ⑦ 公共施設に係る管理実績（任意様式）
- ⑧ 前年の国税及び地方税に係る納税証明書
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

(6) プレゼンテーションの開催

- ①開催日：令和 8 年 11 月 5 日（木）

②時間及び場所：企画提案書を提出した者に後日通知する。

③説明時間：企画提案書等の説明 15 分、質疑応答 10 分を予定。

④その他：申請書類の説明においては、既に提出済みの申請書類の内容に沿って説明することとし、追加資料の提出は認めない。

説明に要するプロジェクター及びスクリーンは、本市で準備するが、その他説明者が使用する機器等があれば提案者が準備すること。出席者は 3 名以内とする。

(7) 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定にあたっては、「指定管理者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、書類審査並びにプレゼンテーションにより各委員が次の選考事項に沿って総合的に審査し、評点の合計最も高い申請者を指定管理者の候補者とする。審査の結果、審査委員の平均点数が評価合計（最高点は 180 点とする。）の 6 割（108 点）に満たない場合は不合格とする。また、委員会は非公開とする。

審査基準	審査項目	審査ポイント	配点
(1)管理運営方針に即した取組みが図られるものであること	①物産・飲食・道路情報等運営の活性化への取組み	・物産館、軽食コーナー等の活性化への取組みが計画されているか。	10 点
	②周辺施設を一体的に捉えた相乗効果を高める運営の取組み	・地域観光資源や周辺施設と連携した相乗効果を高める運営が計画されているか。	10 点
(2)利用者の平等な利用確保及びサービスの向上が図られるものであること	①利用者の平等な利用の確保	・利用者の平等な利用が確保されているか。 ・業務内容等に偏りがないか。	5 点 5 点
	②管理運営に対する基本方針	・施設運営のための運営方針は適切か。 ・施設の管理運営に対する意欲が感じられるか。	5 点 5 点
	③利用者のサービスの向上	・サービス向上のための取組み内容は適切か。 ・利用者の意見の把握・反映の手法は適切か。	5 点 5 点
(3)施設の効用を最大限に発揮されるものであること	①利用拡大に向けた取組み	・広報計画の内容は適切か。 ・利用拡大への取組み内容は適切か。	5 点 5 点
	②観光情報の提供	・観光地への誘導及び各種イベントの情報提供が効果的に行われているか。	5 点
	③地域の振興及び交流を目的とするイベントの開催	・本市と密着した各種イベントや体験イベントの開催など、自主事業が図られているか。 ・本市農産物、物品の活用や購買が考慮されているか。	10 点 10 点
(4)施設の適切な維持管理が図られるものであること、また管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の維持管理の内容及び手法	・施設・設備の維持管理の取組み内容は適切か。 ・安全管理・安全対策は適切か。	5 点 5 点
	②施設の管理運営に係る経費の内容	・収支計画書は適切であるか。 ・公募者が複数の場合の点数計算式 一番安く提案した金額×30点÷提案額	5 点 30 点 ～1点

		※1 小数点以下切捨て ※2 一番安く提案した金額が20万円以下の場合は20万円として計算する。	
(5)管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあること	①収支計画の内容及びその実現性、安定した運営のための財務基盤	・収支計画と事業計画の整合性は取れているか。 ・団体の財務状況の健全性。	10点 5点
	②安定した運営が可能となる人的能力	・職員の採用・確保・配置の方策は適切か。 ・従業員の採用にあたり本市在住者の積極的な雇用が示されているか。 ・職員の研修体制等は十分か。	5点 10点 5点
	③その他の提案・企画	・提案・企画の内容は適切か。	5点
(6)その他	①個人情報の保護措置・情報公開	・個人情報の保護措置及び情報公開の取組内容は適切か。	5点
	②緊急時の対応	・緊急時の対策は取られているか。	5点
	③その他の提案・企画	・提案・企画の内容は適切か。	5点
合 計			180点

(8) 募集から管理開始までのスケジュール

項 目	時期・期間
募集要項等の公表	令和8年10月1日(木)
現場説明会の開催	令和8年10月6日(火)
募集要項等に関する質問の受付	令和8年10月7日(水)～10月13日(火)
募集要項等に関する質問の回答	令和8年10月14日(水)
申請書提出期間	令和8年10月19日(月)～10月26日(月)
プレゼンテーションの開催	令和8年11月5日(木)
指定管理者候補者の決定通知	令和8年11月下旬
指定管理者候補者との仮協定締結	令和8年11月下旬
指定管理者候補者の指定(議会議決)	令和8年12月議会(12月上旬)
指定管理者候補者の運営方法の検討	議会議決後(12月中旬)
指定管理者候補者による管理に移行	令和9年4月1日

①現場説明会の開催

ア 開催日時：令和8年10月6日(火) 午前10:00より

イ 開催場所：道の駅尾花沢現地

ウ 参加人数：各団体3名以内

エ 申 込 先：本募集要項(10)応募窓口のとおり

オ 参加申込：令和8年10月5日(月)午後4時まで持参・郵送または電子メールで提出すること。様式は任意とする。 ※電子メールの場合は必ず電話で到達確認すること。

②募集要項等に関する質問の受付

ア 受付期間：令和８年１０月７日（水）～１０月１３日（火）

イ 提出先：本募集要項（１０）応募窓口のとおり

ウ 提出方法：質問書（任意様式）に記入の上、郵送・ＦＡＸまたは電子メールで申込みすること。

③募集要項等に関する質問の回答

公平性、透明性を確保するため、１０月１４日（水）を目途に本市ホームページに内容を掲載する。

なお、質問に対する回答は、本要項、仕様書の追加または修正したものとみなす。

（９）その他

① 申請を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出するものとする。

② 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 申請期限内に申請書類が提出されない場合

イ 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合

ウ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本要項に違反すると認められる行為があった場合

③ 指定管理者が特定の取り消し要件（倒産、虚偽記載、法令違反、著しい財務状況の悪化等）に該当した場合は、指定を取り消す場合がある。

（１０）応募窓口

尾花沢市役所建設課

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目２番３号

電話 0237-22-1111（内線 286）

FAX 0237-24-0323

Mail kensetsu@city.obanazawa.yamagata.jp

４ 参考資料

（１） 道の駅尾花沢の修繕に係る市と指定管理者の責任分担（別紙１）

（２） 施設の位置図及び配置図（別紙２）

（３） 施設平面図（別紙３）

（４） 施設立面図（別紙４）

別紙 1

道の駅尾花沢の修繕に係る市と指定管理者の責任分担

項 目	負 担 区 分	
	市	指定管理者
建 物	1 基礎部分、軸部、屋根の修理塗装 2 床、天井、内壁、外壁等の修理塗装 3 建具本体の取替え 4 その他本体の修理等	1 建具付属部品の修理取替え 2 1 件の金額が 1 0 万円未満の本体の修理等
構 築 物	1 駐車場、道路、広場等の修理（国が負担）	
付帯設備	1 電気設備、ガス設備、冷暖房設備、給排水設備、衛生設備、厨房設備、法令により設置した設備等の取替え 改造等	1 設備の機能低下回復等の修理、改造 2 部分品の取替え 3 設備管理、保守点検等の経費
什器備品	1 建物、構築物、付帯設備等の一部を改造し設備する備品	1 什器備品の管理業務のための修理 2 施設の管理業務に要する備品等の購入
そ の 他	1 施設の火災保険の加入	
	2 施設利用者の被災に対する責任は、事案により協議する	

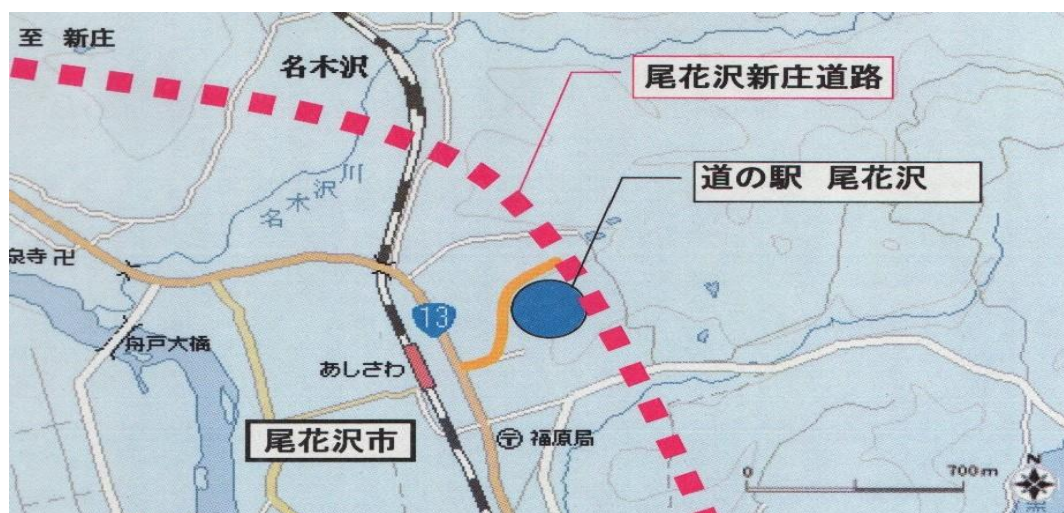
※ 指定管理者の故意・過失、協定書等に定められた管理業務を怠ったことによるき損又は滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入し、修繕を行うものとする。

施設の位置図及び配置図

駅 名	尾花沢	路 線 名	一般国道13号
所 在 地	山形県尾花沢市芦沢駅前地内		

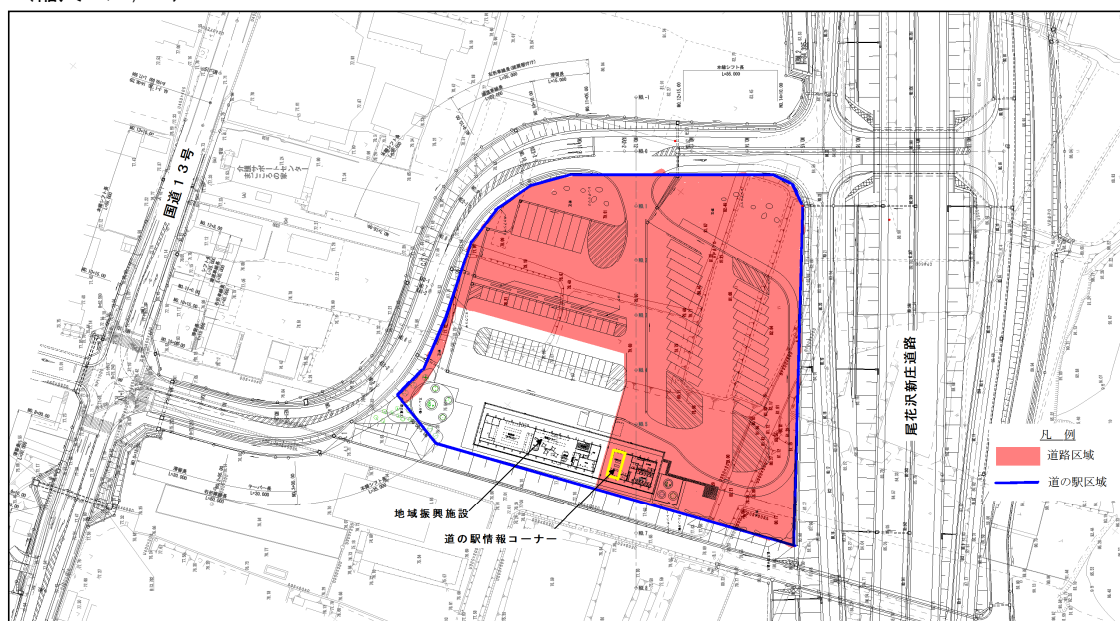
位置図

(縮尺: 1/25,000)

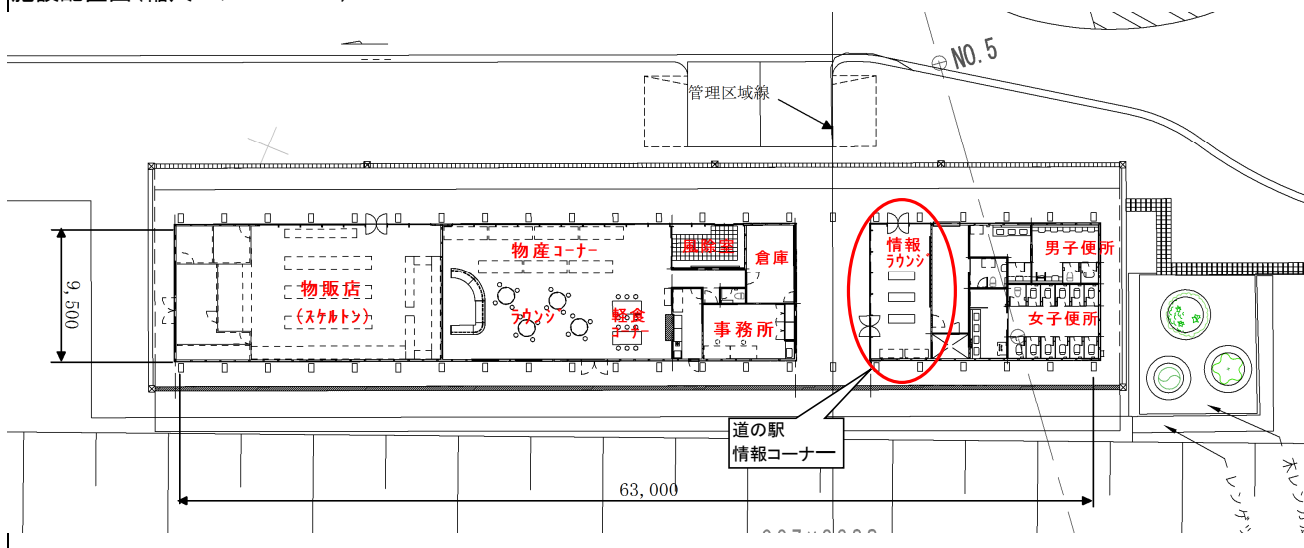


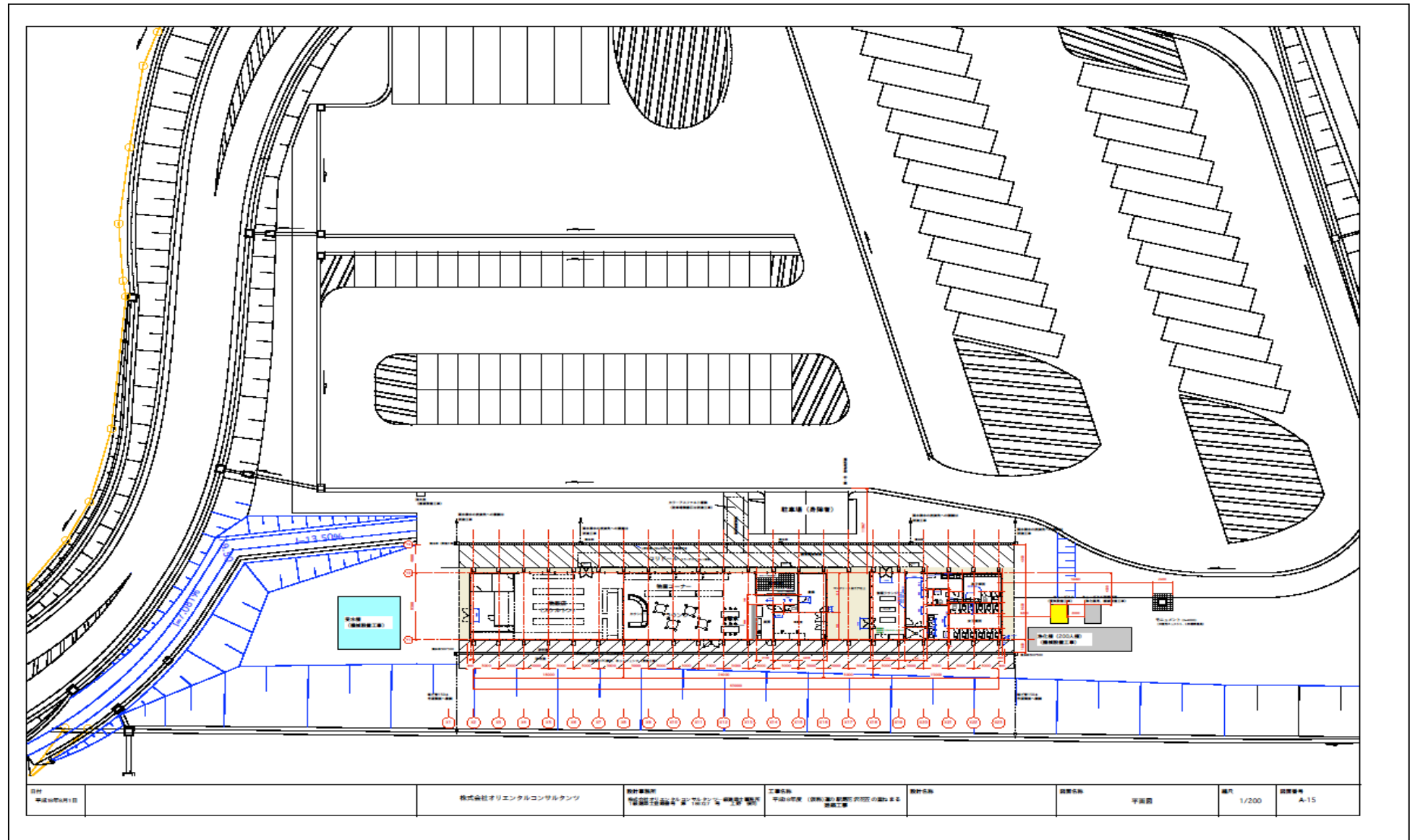
箇所図

(縮尺: 1/2,800)



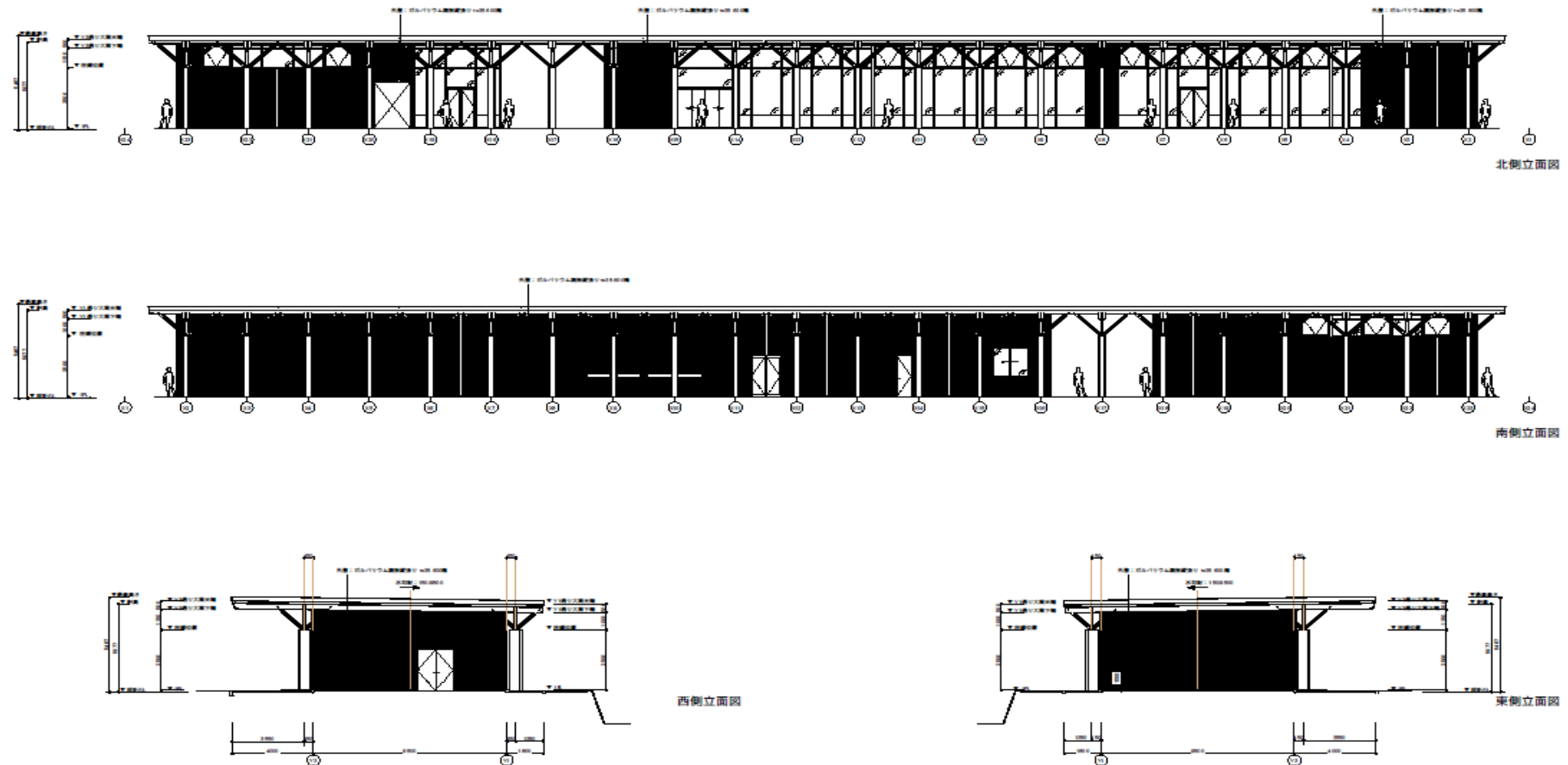
施設配置図(縮尺: 1/520)





施設立面図

別紙4



図名 平面図(1/100)	設計者 株式会社エニエルコンサルタンツ	設計事務所 株式会社エニエルコンサルタンツ 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 1F	工事名称 平成14年度(第1期)国土交通省所管の道路工事	設計者 株式会社エニエルコンサルタンツ	図面名称 立面図	縮尺 1/100	図面番号 A-13
------------------	------------------------	--	---------------------------------	------------------------	-------------	-------------	--------------